

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 4 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町税条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（年当たりの割合の基礎となる日数） 第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>並びに</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （町民税の納税義務者等） 第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 (1)～(5) 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1項において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（<u>第48条第10項から第12項までを除く。</u>）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 （個人の町民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号	（年当たりの割合の基礎となる日数） 第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>及び</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （町民税の納税義務者等） 第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。 (1)～(5) 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1項において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節_____の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 （個人の町民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号

に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（均等割の税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略

3及び4 略

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、

に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（均等割の税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

略

3及び4 略

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、

障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合
アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、_____

_____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第34条の6 所得割の納税義務者 _____については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合にはにおいては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合
アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)について

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)について

は、この限りでない。

- 2 前項の規定により 申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3 略

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には _____、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には _____、3月15日までに、同項 の申告書を町長に提出することができる。

- 6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提

は、この限りでない。

- 2 前項の規定によって申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3 略

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

- 5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を町長に提出することができる。

- 6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者 _____ のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提

出させることができる。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には 、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には 、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象

出させることができる。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合において は、第23条第1項第2号の者 に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合において は、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者 に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人
又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書_____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項_____の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 略

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきこと

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきこと

を予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

8 略

9 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の2第4第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第4第2項に規定する特定法人である内国法人は、

を予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

6 略

7 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の2第4第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パー

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パー

セントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 <u>2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、</u> <u>「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> <u>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、</u> <u>「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> <u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により</u> 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結	セントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 <u>2 法人税法第81条の22第1項の規定によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結
--	--

子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とある

子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

のは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

オ <u>加熱式たばこ</u> (2) <u>かみ用の製造たばこ</u> (3) <u>かぎ用の製造たばこ</u> (町たばこ税の納税義務者等) <u>第 9 2 条の 2</u> 略 2 略 (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合) 第 9 3 条 略 2 ～ 4 略 <u>(製造たばことみなす場合)</u> <u>第 9 3 条の 2</u> 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準)	(町たばこ税の納税義務者等) <u>第 9 2 条</u> 略 2 略 (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合) 第 9 3 条 略 2 ～ 4 略 (たばこ税の課税標準)
--	---

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこ_____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ_____の1本に換算するものとする。_____

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グ

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項_____の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄_____に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1 グラム
イ 葉巻たばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

<u>ラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法</u> (2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第１６条の２の２で定めるものに係る部分の重量を除く。)の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法</u> (3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成３０年法律第７号)附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成１０年法律第１３７号)第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１,０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。)をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法</u> <u>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第３３条第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和６３年法律第１０８号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第２章第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</u> <u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和５９年法律第７２号)第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額</u> <u>4 第２項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に</u>	<u>3 前項</u>の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に
---	--

換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第9.2条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5. 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6. 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7. 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個あたりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8. 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

換算する場合の

計算は、第9.2条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4. 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

<u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u> (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第96条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条の2</u>の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u> _____に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第96条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条</u>の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする
--	---

る場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える

る場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える

場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定</u>にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の割合を<u>前条第2項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定及び前条第2項の規定</u>にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割	場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条に</u>規定する延滞金の割合を<u>同項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る<u>第52条に</u>規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割
---	---

引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 略 （個人の町民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2及び3 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2 略 <u>3</u> 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 <u>4～6</u> 略	引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 略 （個人の町民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2及び3 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2 略 <u>3</u> 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 <u>4</u> 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 <u>5～7</u> 略
--	--

<u>7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> 8 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 <u>9 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>11 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>12及び13 略</u> <u>14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に</u>	8 法附則第15条第29項 _____ に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 <u>9 法附則第15条第30項 _____ に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>10及び11 略</u> <u>12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に</u>
---	--

規定する条例で定める割合は2分の1とする。 <u>2 1 法附則第15条第32項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 <u>2 2～2 5 略</u> <u>2 6 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</u> <u>2 7 法附則第15条の8第2項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2 略 3 <u>法附則第15条の8第1項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第8項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 4 <u>法附則第15条の8第2項</u>の貸家住宅について、同項の規定の適用を	規定する条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 4 法附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 5～1 8 略</u> <u>1 9 法附則第15条の8第4項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2 略 3 <u>法附則第15条の8第3項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 4 <u>法附則第15条の8第4項</u>の貸家住宅について、同項の規定の適用を
--	--

受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第１２条第１２項第１号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 ５ 法附則第１５条の８第３項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第１５項において準用する同条第８項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 ６ 法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 ７ 法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう	受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第１２条第２１項第１号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 ５ 法附則第１５条の８第５項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第２４項において準用する同条第１７項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 ６ 法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２６項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 ７ 法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう
--	---

とする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第７条第８項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第１２条第２１項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第１２条第２２項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 ８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第７条第９項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第１２条第２９項</u>に規定する補助金等 (6) 略 ９ 法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第７条第１０項各号</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。	とする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第７条第９項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第１２条第３０項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第１２条第３１項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 ８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第７条第１０項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第１２条第３８項</u>に規定する補助金等 (6) 略 ９ 法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第７条第１１項各号</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。
---	--

(1)～(6) 略 1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第 1 2 条第 2 9 項</u>に規定する補助金等 (6) 略 1 1 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 3 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 1 2 3 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 1 2 条第 1 7 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>施行規則附則第 7 条第 1 3 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 1 2 <u>法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同</u>	(1)～(6) 略 1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第 1 2 条第 3 8 項</u>に規定する補助金等 (6) 略 1 1 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 1 4 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 1 2 3 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 1 2 条第 2 6 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>施行規則附則第 7 条第 1 4 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略
---	--

<u>項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> (4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> (6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</u> 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則	<u>（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</u> 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則
---	---

第 1 3 条の場合には_____法附則第 1 9 条第 2 項において準用する 法附則第 1 8 条第 6 項) (平成 3 1 年度又は平成 3 2 年度における土地の価格の特例) 第 1 1 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用 価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土 地の修正前の価格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格 をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産 税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対し て課する固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、平成 3 1 年度分又は平成 3 2 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価 格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課 税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する平成 3 1 年度適用土地又は平 成 3 1 年度類似適用土地であって、平成 3 2 年度分の固定資産税につい て前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度 分の固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、修正され た価格(法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度 分の固定資産税の特例) 第 1 2 条 宅地等に係る平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度分 の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と	第 1 3 条の場合にあつては法附則第 1 9 条第 2 項において準用する 法附則第 1 8 条第 6 項) (平成 2 8 年度又は平成 2 9 年度における土地の価格の特例) 第 1 1 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用 価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土 地の修正前の価格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格 をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産 税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対し て課する固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、平成 2 8 年度分又は平成 2 9 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価 格(法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課 税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する平成 2 8 年度適用土地又は平 成 2 8 年度類似適用土地であって、平成 2 9 年度分の固定資産税につい て前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度 分の固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、修正され た価格(法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度 分の固定資産税の特例) 第 1 2 条 宅地等に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分 の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と
---	---

なるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の

なるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の

固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき

固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき

額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第13条の3 削除

額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（商業地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第13条の3 平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第12条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商

(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とある	<u>業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る固定資産税額から減額する。</u> (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とある
--	--

のは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6</u>まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	のは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7</u>まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
---	---

洞爺湖町税条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0. 6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0. 4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0. 4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合计数によるものとする。 (1)～(3) 略 4～10 略 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～23 略 24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 26 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は零とする。 27 略	（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0. 8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0. 2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0. 2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合计数によるものとする。 (1)～(3) 略 4～10 略 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～23 略 24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。 27 略

洞爺湖町税条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア及びイ 略 4～10 略 （たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。	（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア及びイ 略 4～10 略 （たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。

洞爺湖町税条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する</u> たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法<u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した</u>	（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める</u> たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法<u>（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した</u>

金額 4～10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。	金額 4～10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。
--	--

洞爺湖町税条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
（製造たばことみなす場合） 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>_____に掲げる方法により換算した_____ _____ _____紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	（製造たばことみなす場合） 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条<u>及び次条第3項第1号</u>において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した<u>紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u>

(1)及び(2) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合

における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)及び(3) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数について同

<u>9</u> 略	<u>項の規定により計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>10</u> 略
-------------------	--

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例（平成２７年条例第１３号）新旧対照表（第６条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第５条 略 ２ 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る町たばこ税の税率は、<u>洞爺湖町税条例</u>第９５条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （１）及び（２） 略 （３） 平成３０年４月１日から<u>平成３１年９月３０日</u>まで １，０００本につき４，０００円 ３ 略 ４ 平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>第９２条の２第１項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の	附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第５条 略 ２ 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第９５条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （１）及び（２） 略 （３） 平成３０年４月１日から<u>平成３１年３月３１日</u>まで １，０００本につき４，０００円 ３ 略 ４ 平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第９２条第１項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の

区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

５～１２ 略

１３ 平成３１年１０月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、１，０００本につき１，６９２円とする。

１４ 第５項から第８項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に

区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

５～１２ 略

１３ 平成３１年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、１，０００本につき１，２６２円とする。

１４ 第５項から第８項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に

読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において 準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において 準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略		

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(課税額) 第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u> (1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u> (2) <u>後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u> (3) <u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下</u>	(課税額) 第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u>

同じ。)につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 _____
_____である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯

2 前項_____の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。））である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法_____第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 25,000円

(2)及び(3) 略

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 25,000円

(2)及び(3) 略

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合

算額とする。

(1) 略

(2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 2 7 万 5, 0 0 0 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 5 0 万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

（特例対象被保険者等に係る申告）

第 2 4 条の 2 略

2 前項の申告書の提出に当たり____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

算額とする。

(1) 略

(2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 2 7 万円 _____ を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 4 9 万円 _____ を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

（特例対象被保険者等に係る申告）

第 2 4 条の 2 略

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類_____ を提示しなければならない。